

株 主 各 位

第83期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」	… 1 頁
■連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」	…………… 7 頁
■連結計算書類の「連結注記表」	…………… 8 頁
■計算書類の「株主資本等変動計算書」	…………… 17 頁
■計算書類の「個別注記表」	…………… 18 頁

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

西松建設株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nishimatsu.co.jp/>)に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

内部統制システム構築の基本方針

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動の上で、企業の社会的責任を果たすための遵守すべき企業行動規範を定め、役職員がこれを実践する。

役職員全員に法令・定款等の遵守を徹底・推進するため、コンプライアンス推進部を設置する。当該部署は、コンプライアンス規程に従い、関係会社を含めた各部署にコンプライアンス担当者を指名し、コンプライアンスに関する周知事項を組織内に浸透させるとともに、コンプライアンスに関する状況監査を実施し、役職員に研修を通じてコンプライアンス意識の更なる徹底・推進を図る。

法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社グループの役職員や家族が利用できる報告窓口を社内・社外双方に設置し、協力業者が通報する窓口もホームページに設置する。取締役会は、当該報告したことを理由として報告した者に不利な取扱いをしないよう規程を整備し、通報制度の実効性を確保する。万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進部は、違反事項についての調査の必要性の有無、是正・再発防止策の策定などについて担当取締役に報告する。経営に重大な影響を及ぼす恐れのある行為等に関しては、社長をメンバーとする「危機管理対策本部」を設置、対応しその答申をもって是正措置を講じる。

また、社外出身者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の諸問題への対応を行うことで、より強固な体制を構築する。

反社会的勢力への対応については、反社会的勢力とは関係を一切持たないとの行動規範を厳守するとともに、対応を統轄する部署を総務部とし、マニュアルの整備、対応の周知徹底を図る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、文書等の保存・管理を行う。

また、情報の管理については、個人情報保護に関する基本方針、社内規程を整備し、これに基づいて対応する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理を適正に行うため、リスク管理及び危機管理規程を定め、損失の最小化と持続的成長を図る。

内部統制委員会は、リスク等情報の集約を行い、組織横断的にリスクを監視し、当社グループのリスクを総合的に管理する。同委員会は、個別リスクごとに責任部署を定め、当該リスクに関する「予防的リスク管理体制」と「発見的リスク管理体制」を構築する。

リスク管理の整備・運用上の有効性評価は同委員会が行い、問題がある場合には、各々の責任部署に対し是正勧告を行う。同委員会は、自ら定めた個別リスクの責任部署及び予防的リスク管理体制・発見的リスク管理体制を取締役に報告する。

取締役会は、「リスク管理責任部署－内部統制委員会－取締役会」というリスクに関する報告体制を構築し、監査室はその運用状況を監視する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定及び監督と業務執行を分離し、取締役会が効率的にその職務を行う体制を構築する。社長・本部長会議を設置し、主に持続的成長のための重要な事項について事前審議を行い、取締役会における経営判断の迅速性と適正性を確保する。

経営計画のマネジメントについては、取締役会が決定した経営の基本方針、中期経営計画及び年度計画に基づき、業務執行取締役及び執行役員が目標達成のための戦略を立て、業務を執行する。経営目標が計画通りに進捗しているか否かについては、取締役会及び経営会議において報告を受けるものとし、取締役会は必要に応じて業務執行取締役及び執行役員に計画修正を求め実行させる。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規則に附議すべき事項を定め、必要に応じ社長・本部長会議で審議し、十分な情報に基づき取締役会が的確な意思決定を行う体制を構築する。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、関係会社を管理・指導することにより、当社グループ事業の発展を図ることを目的とする。

関係会社を管理する部署を各事業本部及び経営企画部とし、関係会社の取締役及び従業員が当社に報告する事項を定め、定期的に経営状況に関する報告を受けるとともに、当該会社が効率的に経営目的を達成できるよう管理・指導する。

また、関係会社からの報告事項は、業務執行取締役及び執行役員又は関係会社を管理する部署が、取締役会及び経営会議に報告することとし、コンプライアンスを重視した業務が適正に遂行されているかを適切に管理する。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、取締役からの指揮・命令を受けない専任のスタッフを配置する。

当該スタッフには、監査に必要な調査や情報収集等の各部署の協力体制を構築し、監査等委員会の指示の実効性を確保する。

また、当該スタッフの人事異動及びその考課については、監査等委員会の同意を得て行うものとする。

⑦取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して次の事項を遅滞なく報告するものとする。

なお、子会社の使用人等からの報告については、子会社の執行部門から直接、あるいは関係会社を管理する部署を経由して間接的に報告するものとする。

- ・法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・経営に関する重要事項及び財務・経理に関する重要事項

- ・コンプライアンスに関する重要事項
- ・その他監査等委員会が報告を求めた事項、監査上有用と判断される事項

取締役及び取締役会は、各所管部門が監査等委員会に適切に報告するための体制を構築・運用するとともに、上記報告をしたことを理由に報告した者が不利な取扱いを受けないよう、監査等委員会への報告体制の実効性を確保する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査費用に係る方針に関する事項

取締役は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制の整備に努めなければならない。

- ・監査等委員の重要会議への出席、代表取締役や本部長等との定期的な会合、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧、業務執行取締役や執行役員等への説明要求に対する対応
- ・監査等委員会と業務監査を担当する監査室、コンプライアンス監査を担当するコンプライアンス推進部との連携
- ・財務報告の信頼性確保のため、会計監査人からの報告及び監査室・経理部からの監査等委員会に対する報告

取締役及び取締役会は、監査費用について予算を計上し、監査活動に支障が生じないように努めるとともに、監査等委員会が職務執行のために必要と認める弁護士・公認会計士等専門家に対する報酬、調査等の費用を負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度において実施した主な取り組みは、以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・コンプライアンスに関する諸規程を整備するとともに、役職員に対する定期的な教育を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の向上を図っております。
- ・当事業年度はコンプライアンス委員会を16回開催いたしました。同委員会で

は、コンプライアンス上の諸問題への対応を行うほか、役職員に対する研修会やアンケート調査を継続的に実施しております。

- ・内部通報制度として「Nishimatsuホットライン」を設置しております。本制度に対する職員からの信頼感を高めるため、通報者又は相談者に不利益のない範囲で、年1回、その運用状況を社内のイントラネットに開示しております。
- ・反社会的勢力との接触が疑われる場合に迅速かつ的確な対応を図れるよう、社内体制及び社外関係先との協力体制を整備しております。また「反社会的勢力への対応マニュアル」を定期的に改訂し、社内のイントラネットを通じて役職員への周知を図っております。

②リスク管理に関する取り組み

- ・当社グループのリスクは、内部統制委員会においてモニタリングを実施しております。当事業年度は内部統制委員会を2回開催し、当社グループに重大な影響を及ぼすリスクを把握・分析するとともに、重点リスク管理項目の見直しを行いました。
- ・当社は、大規模災害リスク及び感染症リスクへの対応策として、事業継続計画（BCP）を策定・運用しております。また、大規模災害発生時における対策本部事務局の対応力向上とBCPの有効性確認を目的として、定期的に訓練を実施しております。
- ・当事業年度末にかけて深刻化した新型コロナウイルス感染症拡大に対して、当社はBCP対策本部を立ち上げ、役員や協力会社をはじめとする関係者の安全を最優先に、政府の方針や行動計画に基づき各種の対応方針を決定のうえ実施いたしました。

③取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する取り組み

- ・当社は、取締役会における経営判断の迅速性と適正性を確保するため、社長・本部長会議を設置し、主に持続的成長のための重要な事項について事前審議しております。当事業年度は社長・本部長会議を20回開催しました。
- ・当社は、10年先を見据えた長期ビジョンである「西松-Vision2027」及び2018～2020年度を対象期間とする「中期経営計画2020」に基づき、各事業部門の業務執行取締役及び執行役員が中心となって各施策を実施しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

- ・ 子会社管理を担当する各部署は、当該子会社より定期的に報告を受け、必要に応じて取締役会及び経営会議に報告しております。また、当該子会社に対し、適正な業務執行について指導しております。
- ・ 監査計画に基づき、当社の監査室による子会社への内部監査を実施するとともに、監査役の派遣等を通じて、適宜、子会社の適正な業務執行を監視しております。

⑤ 監査等委員会監査の実効性確保等の取り組み

- ・ 監査等委員は、経営会議や内部統制委員会などの重要な会議に出席し、稟議書などの重要書類を閲覧するほか、代表取締役及び業務執行取締役と定期的に会合を行い、業務監査やコンプライアンス監査を担当する部門及び経理部門等から定期的に報告を受けることにより、実効的な監査を実施しております。
- ・ 監査等委員会に事務局を設置し、取締役（監査等委員である者を除く。）の指揮命令系統に属さない専任のスタッフを配置しております。
- ・ 監査等委員である社外取締役に対して十分な情報が提供されるよう、常勤監査等委員や監査等委員会事務局が適宜報告・支援する体制を構築しております。
- ・ 監査等委員会事務局と各部署との間で協力体制を構築し、監査に必要な調査や情報収集等を行うなど、監査等委員の指示の実効性を確保しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累 計 額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	23,513	20,780	129,706	△2,172	171,828	25,811	△36	△365	25,409	2,093	199,331
当 期 変 動 額											
剰余金の配当			△5,743		△5,743						△5,743
親会社株主に帰属 する当期純利益			18,721		18,721						18,721
自己株式の取得				△2	△2						△2
自己株式の処分		△0			△0						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△12,674	108	△774	△13,340	321	△13,019
当期変動額合計	—	△0	12,977	△2	12,974	△12,674	108	△774	△13,340	321	△44
当 期 末 残 高	23,513	20,780	142,684	△2,174	184,803	13,136	71	△1,139	12,068	2,415	199,287

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 11社

主要な連結子会社の名称 西松地所(株)、泰国西松建設(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 嶋静商事(株)、新浦安駅前PFI(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためである。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

非連結子会社及び関連会社に対する投資について持分法を適用していない。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社 嶋静商事(株)、新浦安駅前PFI(株)

関連会社 浜松中央西ビル(株)、(株)増永組

持分法を適用していない理由

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 個別法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

未成工事支出金 個別法による原価法

不動産事業等支出金 個別法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

材 料 貯 蔵 品 移動平均法による原価法
(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) 主として定率法 (ただし1998年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)
- ② 無形固定資産 定額法
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
- ② 完成工事補償引当金
完成工事にかかる瑕疵補修等の費用に充てるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額及び特定物件における将来の補修見込額を計上している。
- ③ 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。
- ④ 工事損失引当金
将来損失の発生が見込まれる工事について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。
- ⑤ 不動産事業等損失引当金
将来損失の発生が見込まれる不動産事業等について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。
- ⑥ 環境対策引当金
「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当該処理費用見込額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法
 - ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。

- ② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 工事の進行途上において、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準を、その他の工事は工事完成基準を適用している。
 連結会計年度末における工事進捗度の見積方法は、工事進行基準における原価比例法を適用している。
 なお、工事進行基準による完成工事高は、372,828百万円である。
- ③ ヘッジ会計の方法
 ヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。
- ④ 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

(表示方法の変更に関する注記)

連結損益計算書

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」（前連結会計年度0百万円）及び「受取補償金」（前連結会計年度14百万円）は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記している。

また、前連結会計年度に独立掲記していた「特別損失」の「じん肺訴訟和解金」（前連結会計年度6百万円）は、金額が僅少であるため、当連結会計年度は「特別損失」の「その他」に含めて表示している。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

下記の資産を関係会社等の借入金他の担保に供している。

建物・構築物	275百万円
土地	36百万円
投資有価証券	111百万円
計	423百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 39,117百万円

3. 保証債務 135百万円

関連会社等の借入債務他について保証を行っている。

4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はない。

5. 貸出コミットメント総額 10,000百万円

借入実行残高 -百万円

(連結損益計算書に関する注記)

売上原価のうち工事損失引当金繰入額 351百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 55,591,502株
2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,743	105.00	2019年3月31日	2019年6月28日
計		5,743			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

- ① 配当金の総額 5,743百万円
 - ② 1株当たり配当額 105.00円
 - ③ 基準日 2020年3月31日
 - ④ 効力発生日 2020年6月29日
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や、コマーシャル・ペーパー及び社債発行による方針である。デリバティブは、外貨建取引の為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、取引先の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、工事受注前における取引先の与信審査を行うとともに、工事受注後についても、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。当該リスクに関しては、時価や発行会社の財務状況等を定期的に把握し、保有状況を継続的に見直している。

貸付金は、主に取引先企業等に対し行っているが、取引先の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、個別案件ごとに取引開始前に与信審査を行っている。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握している。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達である。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する場合がある。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たす場合、その判定をもって有効性の評価を省略している。

デリバティブ取引に際しては、デリバティブの取組方針に則して、取引開始前に審査を行い、定期的に取引の実行状況・取引内容の確認を行うことにより、リスク管理を行っている。デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行うこととしている。

また、営業債務や借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、流動性リスクに晒されている。当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理している。

なお、リスク管理体制については、内部統制委員会が個別リスクごとに責任部署を定め、その予防的リスク管理体制と発見的リスク管理体制を構築することとしている。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない（注2）参照。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	46,459	46,459	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	220,310	220,170	△140
(3) 有価証券及び投資有価証券	47,334	47,334	-
(4) 長期貸付金	596		
貸倒引当金(※)	△81		
	515	503	△11
資産計	314,619	314,467	△152
(1) 支払手形・工事未払金等	93,144	93,144	-
(2) 短期借入金	41,909	41,909	-
(3) コマーシャル・ペーパー	35,000	35,000	-
(4) 1年内償還予定の社債	15,000	15,000	-
(5) 社債	30,000	29,971	△28
(6) 長期借入金	-	-	-
負債計	215,053	215,024	△28
デリバティブ取引	-	-	-

(※)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりである。

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額期末残高がないため該当事項なし。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はない。
- ② その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は1,348百万円であり、売却益の合計額は912百万円である。

なお、その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりである。

種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	42,561	22,899	19,662
(2) 連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	4,772	5,532	△759
合計	47,334	28,431	18,902

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを、信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定している。

負 債

- (1) 支払手形・工事未払金等、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー、並びに (4) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 社債

社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっている。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

デリバティブ取引

期末残高がないため該当事項なし。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額4,013百万円)、匿名組合出資金等(連結貸借対照表計上額3,236百万円)、非連結子会社及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額750百万円)については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金預金	46,459	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金等	200,943	18,835	532	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	—	—	—	—
満期保有目的の債券(その他)	—	—	—	—
長期貸付金	—	492	71	32
合計	247,402	19,328	603	32

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	15,000	—	10,000	—	20,000	—
長期借入金	—	—	—	—	—	—
リース債務	31	20	18	14	5	1
合計	15,031	20	10,018	14	20,005	1

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有している。2020年3月期における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、2,598百万円（賃貸収益は不動産事業等売上高に、主な賃貸費用は不動産事業等売上原価に計上）である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりである。

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
67,438	42,802	110,240	148,126

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。
2. 当期増減額のうち、主な増加額は不動産取得（43,846百万円）である。また、主な減少額は減価償却（1,378百万円）である。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,599円01銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 342円24銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。

(その他の注記)

該当事項なし。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算差額等		純資産計	
	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
					買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金							
当 期 首 残 高	23,513	20,780	0	20,780	5,878	1,100	91,475	26,478	124,932	△2,172	167,054	25,790	25,790	192,844
当 期 変 動 額														
買換資産圧縮積立金の取崩						△4		4	-		-			-
別途積立金の積立							15,000	△15,000	-		-			-
剰余金の配当								△5,743	△5,743		△5,743			△5,743
当期純利益								19,142	19,142		19,142			19,142
自己株式の取得										△2	△2			△2
自己株式の処分			△0	△0								△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）												-	△12,653	△12,653
当期変動額合計	-	-	△0	△0	-	△4	15,000	△1,596	13,398	△2	13,396	△12,653	△12,653	742
当 期 未 残 高	23,513	20,780	0	20,780	5,878	1,095	106,475	24,881	138,331	△2,174	180,450	13,136	13,136	193,587

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券
子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券
時価のあるもの

償却原価法（定額法）
移動平均法による原価法

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）
移動平均法による原価法

- 時価のないもの
② たな卸資産の評価基準及び評価方法
販売用不動産

個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

- 未成工事支出金
不動産事業等支出金

個別法による原価法
個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

- 材料貯蔵品

移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）

定率法（ただし1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

- ② 無形固定資産

定額法

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

- ② 完成工事補償引当金

完成工事にかかる瑕疵補修等の費用に充てるため、過去の一定期間における補償実績率による算定額及び特定物件における将来の補修見込額を計上している。

- ③ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌事業年度から費用処理することとしている。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なっている。

⑤ 工事損失引当金

将来損失の発生が見込まれる工事について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

⑥ 不動産事業等損失引当金

将来損失の発生が見込まれる不動産事業等について、その損失額が合理的に見積ることができる場合に、その損失見込額を計上している。

⑦ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、当該処理費用見込額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事の進行途上において、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準を、その他の工事は工事完成基準を適用している。

事業年度末日における工事進捗度の見積方法は、工事進行基準における原価比例法を適用している。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっている。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」（前事業年度0百万円）及び「受取補償金」（前事業年度14百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記している。

また、前事業年度に独立掲記していた「特別損失」の「じん肺訴訟和解金」（前事業年度6百万円）は、金額が僅少であるため、当事業年度は「特別損失」の「その他」に含めて表示している。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

下記の資産を関係会社等の借入金他の担保に供している。

建物・構築物	275百万円
土地	36百万円
投資有価証券	103百万円
計	415百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	38,029百万円
(3) 保証債務	18百万円
従業員の金融機関からの住宅取得資金借入に対して、債務保証を行っている。	
(4) 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。なお、損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額はない。	
(5) 貸出コミットメント総額	10,000百万円
借入実行残高	－百万円
(6) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,159百万円
長期金銭債権	785百万円
短期金銭債務	128百万円
長期金銭債務	96百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	360,033百万円
(2) 関係会社との取引高	
売上高	4,063百万円
売上原価	406百万円
営業取引以外の取引高	766百万円
(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	351百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	889,742株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	3,278百万円
減損損失	2,445百万円
賞与引当金	1,195百万円
工事損失引当金	321百万円
不動産評価損	253百万円
完成工事補償引当金	243百万円
投資有価証券評価損	176百万円
貸倒引当金	76百万円
その他	1,752百万円
繰延税金資産 小計	9,743百万円
評価性引当額	△3,961百万円
繰延税金資産 合計	5,781百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△5,792百万円
買換資産圧縮積立金	△483百万円
その他	△55百万円
繰延税金負債 合計	△6,331百万円
繰延税金負債の純額	△549百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項なし。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,538円96銭
(2) 1株当たり当期純利益	349円94銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項なし。